



お知らせ版

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、催し等の内容に変更が生じる場合があります。催し等の中止・延期など、詳しくは9面をご覧ください。

かぜのような症状がある場合は催し等への参加をお控えください。参加時はマスクの着用および手洗い・消毒をお願いします。



発行/越谷市 ☎343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1 ☎048-964-2111(代表) ☎048-965-6433  
https://www.city.koshigaya.saitama.jp/ \*広報紙は市ホームページからもご覧になれます 編集/広報広聴課



## 越谷技博

KOSHIGAYA WAZAHAKU 2020

ものづくり体験交流イベント

11月7日(土)

~12月13日(日)

こし がや わざ はく  
越谷技博

初開催

### 「越谷技博2020」とは

ひな人形や甲冑に代表される伝統工芸職人や、町なかの商店主、手作り品のワークショップ教室など、伝統の「技」から現代の「技」に至るまで、総勢60人以上の講師による本市初開催のものづくり体験交流イベントです。期間中は、市内各所で開催される100プログラム以上の講座を体験できます。

越谷の伝統技術  
や日常生活で役  
立つ情報などを  
学べます



〈日時〉 11月7日(土)~12月13日(日)

〈場所〉 市内各事業所ほか

〈内容〉 日光街道越ヶ谷宿から発展した町の人々の「技」に触れるものづくり体験交流イベント。都会のまとは少し違う、昔ながらの職人氣質な人や暮らしに出会えます。主催:(株)まちづくり越谷、(一社)越谷市観光協会

〈申込み〉 専用アプリ(<https://wazahaku.com>)からお申し込みください。

専用アプリは右記の二次元コードからもご覧いただけます。アプリを開き、各講師の紹介

ページから講座ごとのお申し込みになります

☎越谷技博運営事務局(株)まちづくり越谷 ☎940-8676

まなびと  
学人(受講者)  
大募集!

技博では、  
講師を務める人を  
「まなびと  
技人」  
受講者を「まなびと  
学人」と呼びます



【新型コロナウイルス感染症対策について】 以下の①~⑥を実施し、感染防止対策を万全に行い開催します。①レンタル会場にはアルコール消毒剤を用意 ②ソーシャルディスタンスを確保できるよう、会場の広さに対する参加者の上限を決定。その上限に準じた催行人数の募集 ③室内における連続2.5時間以上の講座開設の禁止(屋外、ツアー、オンライン講座は対象外) ④講座開設時、換気ができるよう窓開けの徹底 ⑤講座開設前、学人の健康チェックの実施 ⑥技人、学人、事務局のいずれかに新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、速やかに関係者へ情報提供します

## 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う越谷市独自経済支援策

保育・介護・障がい者(障がい児)の施設で働く皆さんへ



市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済環境に影響を受けた皆さんに対し、独自支援策を実施します。

\*下記のほか、国や県が実施している融資制度等の支援が受けられる場合があります。詳しくは各ホームページなどをご確認ください

### 越谷市新型コロナウイルス感染症対応保育従事者慰労金

新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い保育に従事し、そのサービスの維持に貢献している方に一律2万円を支給します。

〈対象〉 3月2日~7月31日に下表の対象施設・事業所等において10日間以上勤務していて、8月1日時点も在職または在籍していた方(委託調理員も含む)

種別	施設・事業所
保育	認可施設等(民間事業者が行う保育園、認定こども園、地域型保育事業所)、委託事業者(保育ステーション、病児保育事業)、補助事業者(一時預かり事業(こしがや「プラス保育」幼稚園事業を含む)、地域子育て支援事業)、認可外保育施設
学童	事業開始届を提出した民間事業者が行う学童保育室

〈申込み〉 10月中旬までに、交付を受けようとする事業者(法人)は支給対象者を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症対応保育従事者慰

労金交付申請書兼請求書」に必要書類(所定の書式による従事者名簿など)を添付し、書面で申請してください。申請内容を確認後、交付が決定した事業者に対し、11月中旬から順次指定の口座に振り込みます

\*対象事業者について、詳しくは下記の各問い合わせ先へ

☎保育…子ども育成課☎963-9167

☎学童…青少年課☎963-9158

### 介護・障がい者(障がい児)施設で働く皆さん

「越谷市新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」の申請はお済みですか  
受付期間は10月30日(金)までです

〈申込み〉 実施要領等を確認のうえ、電子と書面、両方の申請を行ってください。

\*原則、事業者単位での申請となりますが、10月1日から従事者(個人)からの申請も受け付けます。詳しくは市ホームページをご覧ください

☎介護…介護保険課☎963-9305 ☎障がい者…障害福祉課☎963-9164 ☎障がい児…子育て支援課☎963-9165

